

第3章 計画の基本方針

1 緑の基本理念

本市の緑の分布を大きく山林と農地の2つに分けて捉えると、山林については、主に鈴鹿山脈、鈴鹿川の山側の農業集落周辺および南西部の丘陵地に分布しています。南西部の丘陵地では、山林の谷筋に農地が帯状に連なり、典型的な里山の風景が展開しています。

農地の特徴は、鈴鹿川の山側地域では約1000年もの昔にこの地に伝わったといわれる茶畑をはじめ、さつき畑といった畑地の分布が多く、鈴鹿川の手側地域では水田が緑の面として広がりをみせています。

このように、鈴鹿山脈の山並みから伊勢湾岸に至る緑の基本的構造は、鈴鹿市独自の緑であり、それぞれが環境の維持改善、レクリエーション、災害防止、景観形成の機能を果たしています。

しかしながら、この緑の基本的構造は次第に崩れつつあり、この構造の変化は植生や生態系に重大な影響を及ぼす可能性があります。

【貴重な緑の保全】

今後は環境と共生するまちづくりに向け、生物多様性の確保や循環型社会の形成など環境分野の課題に的確に対応しながら、山林・河川・田園等の先人の努力によって形成されてきた緑の基本的構造を次代に受け継いでいくとともに、さらに良好なものとしていくことが重要です。

そのためには、わたしたちは、緑が人々の暮らしのなかで欠くことができないものであることを認識し、緑の施策を展開していくことが必要です。

【安全で快適な緑空間の整備】

都市における緑は、わたしたちの快適な生活環境の維持のために重要であり、その保全と整備を図り、緑が豊かで安らぎと潤いを感じられるまちの実現のため、都市公園の整備を推進し、幹線道路などの公共施設における緑から住まいなどの身近な緑にいたるまで、さらなる緑化を推進し、緑の空間を増やすまちづくりを展開することが必要です。

【みんなで緑を育てる】

こうした緑のまちづくりに対しては、市民・事業者・行政が手を取りあい、それぞれの立場での役割と責任を果たし、みんなで緑を育てていくこととします。

2 計画のテーマ

わたしたちは、鈴鹿市の山から海まで連続する緑の基本構造を守り、まちのさらなる緑化を進めることにより、環境と共生し、緑が豊かで潤いのあるまちづくりの実現をめざし、次の計画のテーマを掲げることとします。

緑あふれる心やすらぐまち「すずか」

3 基本方針

前章で整理した鈴鹿市の緑の現況と課題を踏まえて、本計画のテーマである「緑あふれる心やすらぐまち『すずか』」の実現に向け、次の基本方針を設定します。

方針① 鈴鹿市の骨格となる緑の保全を図ります ～緑地の保全～

鈴鹿市は、鈴鹿山脈、茶畑等の農業生産の緑、河岸段丘の緑地帯、鈴鹿川、田園地帯、里山、伊勢湾岸というように、山地から丘陵地を経て市街地、平地、海岸に至るまで、多種多様な緑の空間があり、それぞれの地域に特色ある緑の風景が展開し、鈴鹿市固有のふるさと景観を形成しています。

それらは、都市の緑の軸および拠点を構成する「骨格的な緑」であり、環境の保全や水源のかん養、防災、余暇利用、景観向上のいずれの点においても重要な役割を有することから、適正に保全し、次世代に受継いでいきます。

方針② 緑の拠点となる公園緑地等の整備および確保を図ります ～緑の拠点整備～

都市公園等の緑は、環境の維持・改善、災害発生時における避難場所、休息・遊びの場、まちの景観向上などの機能を有しています。

鈴鹿市では、まちの貴重な緑空間として、都市公園等の整備を進めます。

また、地域の実情とニーズに応じた既設公園の再整備や公園美化ボランティア制度の充実を図り、その質的向上と魅力化に努めます。

方針③ 魅力ある豊かな緑空間およびそのネットワーク化を図ります ～まちの緑化推進～

まちを魅力あるもの、緑豊かなものとするため、道路緑化・沿道緑化の推進、官公庁施設などの公共施設緑化、住宅地や事業所など民有地における緑化の推進、大小河川等における水辺づくりなどを進め都市内緑化を進めます。

また、豊かな緑、きれいな水、きれいな空気が鈴鹿市中に広がるよう水と緑のネットワーク（水と緑の環境軸）づくりに努めます。

方針④ 市民との協働による緑づくりを図ります ～市民参加の促進～

鈴鹿市における緑地保全および緑化推進の取組みに対しては、今後はより一層住民のニーズやエネルギーを活用して進めていくことが重要であり、そうすることにより、市民に親しまれ、利用される緑の空間づくりにつながります。

そのためには、市民参加の推進体制づくりを進めながら、緑に関する情報の共有、里山再生・活用活動の展開、緑の里親制度、緑化関連イベント等の実施により緑に親しむ機会や場の提供を積極的に行うとともに、学校や地域における緑化教育の実施などにより、緑の保全やまちの緑化に関する市民意識・参加意識を高めていくよう努めます。

4 施策の方向

「緑あふれる心やすらぐまち『すずか』」の実現に向けた4つの基本方針のもと、展開する各種施策の基本的考え方を以下に示します。

① 鈴鹿市の骨格となる緑の保全を図ります ～緑地の保全～

■ 森林・樹林地の保全と活用

鈴鹿山脈の緑や河岸段丘斜面の樹林地は鈴鹿市の緑の骨格であり、市街地の背景となって自然の豊かさを演出する緑であるだけでなく、環境の保全や水源のかん養や防災、余暇利用、景観向上など多様な機能を有し、多様な動植物の生息地としても重要であることから、その保全を図るとともに、里山活動などの場としての活用を図ります。

また、市街地およびその周辺に残るまとまりのある緑は、良好な都市環境を形成する上で欠くことのできないものであるため、保全および活用に努めます。

■ 水辺の保全と活用

鈴鹿川をはじめとする河川は、生物や水鳥などの生息地でもあり、貴重な自然空間でもあります。水と緑のネットワークを実現する上でも重要であることから、良好な河川環境を実現するよう努めます。また、伊勢湾沿岸には、自然公園や海水浴場などが多くあり、市民の憩いの場となっていますが、歴史ある松林が、減少しつつあり、海浜の動植物の影響を考慮しつつその復元を図ります。

■ 農地の保全と活用

鈴鹿川の山側と海側に広がる農地は、農業生産の場としてのみでなく、生き物の生息環境、ふるさと景観の形成、さらにはその副次的にもつ遊水機能といった多様な機能に着目しながら、貴重な緑として保全を図るとともに、市民の交流およびレクリエーションの場として活用を図ります。

■ 環境共生型社会の実現

自然環境への負荷の軽減が求められているなか、貴重な自然環境の保全に向けた取組みの推進や緑の資源の循環を図りながら、環境づくりに対する市民意識の醸成を促進します。

② 緑の拠点となる公園緑地等の整備および確保を図ります ～緑の拠点整備～

■ 都市公園の整備

市民が日常的に利用する身近な公園については、適切な配置に努め、延焼防止、地区の防災拠点など、一次避難地として機能するような整備に努めます。

また、拠点となる都市公園の整備を図ることにより、まちの緑の拠点や、スポーツレクリエーション拠点を創出します。

■ 魅力ある公園づくり

市民の意見を取り入れながら、緑の多い公園づくりを推進します。

また、誰もが憩える公園の整備を図り、地域住民が主体となって、公園に係わりを持ち、住民が自慢できる公園づくりを実践できるようにします。

■ 多様な手法を用いた公園緑地等の確保

鈴鹿市では、都市公園だけではなく、住民にとって身近で公園的な機能を果たす場として、子供広場等整備補助事業の活用を図るなど、多様な手法を用いながら整備していきます。

③魅力ある豊かな緑空間およびそのネットワーク化を図ります ～まちの緑化推進～

■公共用地の緑化推進

庁舎、学校など市民が身近に利用する機会の多い公共施設については、都市全体の緑化の先導役および身近で自然を学ぶ場となるよう、積極的な緑化に努めます。

また、道路および河川は、水と緑のネットワークを構築する上で重要であり、緑化に努めます。

■民有地の緑化推進

住宅地や工場・事業所などにおいては、生け垣の設置など接道部の緑化などを進めるとともに、市民や事業者による緑化を推進します。

特に、工場においては、本市の緑豊かな景観との調和に配慮するとともに、公害防止や防災機能に配慮した緑化を事業者に指導します。

■まちの重点的な緑化推進

緑化を進めるモデル的な地区として先導し、市民の関心と緑化意識の高揚につながるモデル事業として「緑化重点地区」制度を活用します。

④市民との協働による緑づくりを図ります ～市民参加の促進～

■市民との協働に向けたしくみづくり

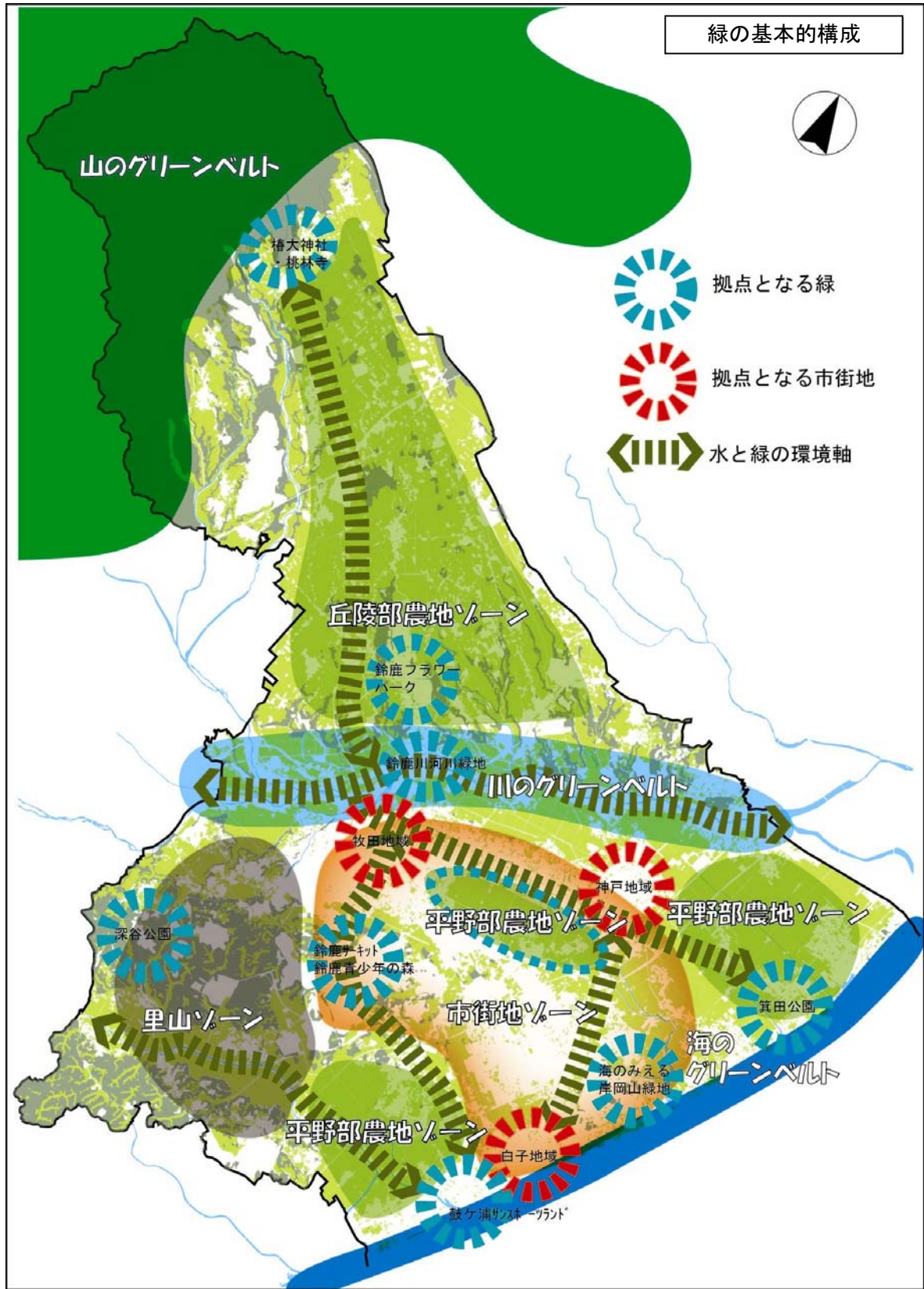
まちの緑化推進については、市民が緑に係わる取り組みを推進していけるようなしくみづくりを検討していきます。

■緑を守り・つくる意識の共有

緑化に関する催しの開催、学校教育の場における環境学習の推進、緑に関する講座・各種講習会の実施、顕彰制度の導入、広報紙などによる積極的な情報提供などを通じ、緑化意識や愛護心を高める普及啓発活動を推進します。

5 緑の配置計画

本市の緑の基本的構成は、次のとおりそれぞれの緑の特徴から3つのグリーンベルトと4つのゾーンに分類できます。



この緑の基本的構成を踏まえ、それぞれの特徴を活かしながら「緑の保全と創出」を図り、拠点となる緑を水と緑の環境軸でつなげ、市域全体における緑の連続性を高めていくため、グリーンベルトやゾーンの緑の構成に関する考え方を以下に示します。

■ 山のグリーンベルト

鈴鹿山脈は、鈴鹿市の個性を表現する景観を形成しており、国定公園区域を有するなど優れた自然環境をあわせもつ骨格的な緑と位置付けることができます。

この区域は、入道ヶ岳のイヌツゲ・アセビ群落など多様な植物群落を形成し、貴重な生物の生息地ともなっていることから、その形態・生態系の保全を図ります。

また、山裾にある樺大神社や桃林寺の樹林は歴史文化と結びついた貴重な緑資源であり、これらを周遊するようにある東海自然歩道とともに緑のレクリエーション拠点として活用しながら、整備については必要最小限度の維持管理に努め、自然環境の保全を優先します。

■ 川のグリーンベルト

豊かな水辺環境を有する鈴鹿川は、生態系の維持に寄与しており、その周辺環境を含めて鈴鹿市の骨格的な緑として保全を図ります。

また、河川敷を整備した鈴鹿川河川緑地は、スポーツや散策などのレクリエーションの場として市民に親しまれており、水と緑の拠点として位置付けることができます。

さらに、鈴鹿川流域には、川の流れて連続し環境保全および災害防止にとって重要な河岸段丘斜面の緑、また国指定史跡の伊勢国分寺跡・王塚古墳といった歴史文化とむすびついた緑があり、これらの保全に努めます。

■ 海のグリーンベルト

伊勢の海県立自然公園に指定されている伊勢湾沿岸区域は、鈴鹿山脈および鈴鹿川と同様に、鈴鹿市における骨格的な緑として保全・活用を図ります。

特にこの区域内に延びている白砂青松の海岸線は、良好な景観を呈しながら、動植物が生息・生育する場であり、千代崎海岸および鼓ヶ浦海岸においては海水浴場といった市民のレクリエーションの場としても利用されており、貴重な緑空間と位置付けられるため、その環境の保全を図ります。

また、この区域には鼓ヶ浦サン・スポーツランド、箕田公園といった本市において主要となる都市公園が点在しており、これらはこの区域における緑の拠点と位置付け、適切な整備と維持管理によりその拠点性を高めます。

■ 丘陵部農地ゾーン

鈴鹿市の農業を支えるこの区域は、茶やさつきを中心とした畑地が広がり、さらには河川やため池などの水辺もみられ、これらが一体となってふるさとの原風景ともいべき景観を形成していることから、農業生産の場としてだけでなく、緑豊かな環境保全の場としても保全を図ります。

また、このゾーンには、鈴鹿市の代表的な都市公園である鈴鹿フラワーパークがあり、水と緑と花の公園として市民に親しまれていることから、緑の拠点と位置付けることができます。今後もこの公園は、レクリエーションの場としてだけでなく、花植木といった地場産業の振興など多様な用途を展開し、より一層の利用促進に努めます。

さらに、この鈴鹿フラワーパークの周辺には、荒神山観音寺、加佐登神社など歴史文化と結びついた貴重な緑、白鳥湖（加佐登調整池）の水辺空間があり、その拠点性を高める緑として保全・活用を図ります。

■ 平野部農地ゾーン

このゾーンは、鈴鹿川の海側において面的な広がりを見せる農地と集落地で構成され、特に神戸・牧田・白子の3つの主要地域のほぼ中央に位置する貴重な緑地空間である緑の中心核（通称：セントラルグリーン）は、鈴鹿市の個性を表現する景観を形成しています。

緑の構造は、ほ場整備がなされた水田の緑が中心で、鈴鹿市の市街地形態を踏まえると、この緑は農業生産基盤としての機能だけでなく、環境の保全機能や副次的には遊水機能を持ち合わせていることから、その保全と活用に努めます。

また、ゾーン内を流れる河川については、貴重な環境軸として位置付け、水辺環境の保全に努めます。

さらに、天然記念物である金生水沼沢植物群落（国指定）、長太の大クス（県指定）、集落内の社寺林は、貴重な緑として保全を図ります。

■ 里山ゾーン

鈴鹿市の南西部にあたるこのゾーンは、丘陵地の谷筋に農地が帯状に連なり、典型的な里山の風景が展開しています。

この里山環境は、多様な動植物が生息・生育するなど重要な地域であるため、農地と丘陵部の樹林地を一体の緑空間として、生物多様性の確保や市民活動の促進のため、その保全・活用を図ります。なお、このゾーンの幹線道路沿道については、将来的に開発の需要が高い地域ではありますが、周辺の自然環境と調和した土地利用を図ります。

また、このゾーン内に位置する深谷公園を緑の拠点と位置付け、様々な生物が生息し、人が自然との触れ合いを実感できるよう保全・整備を図り、緑の拠点としてふさわしい都市公園とします。

■ 市街地ゾーン

市街地ゾーンは、神戸・牧田・白子を主要地域とし、緑の中心核（通称：セントラルグリーン）を取り囲むようにして広がるゾーンで、神戸公園・四季の道、鈴鹿サーキット・鈴鹿青少年の森、石垣池公園、江島総合スポーツ公園、海のみえる岸岡山緑地が配され、これらの緑が、生活環境の維持・改善、レクリエーション、災害時の避難場所、さらにはまちの景観向上の機能を発揮していることから、市街地における緑の拠点として位置付けることができます。

しかし、市街地ゾーンにおいて拠点と拠点を結ぶ緑のネットワークがなされていない状況がありますが、ネットワークに必要な緑として、都市公園の整備、道路などの公共施設や工場などの民有地の緑化推進を図り、まち全体に緑を広めます。

6 確保すべき緑地等の目標水準

1) 都市公園等の確保目標水準

■都市公園 市民1人あたりの都市公園面積



$$*市民 1 人あたりの都市公園面積 (m^2) = \frac{\text{都市公園面積 (m}^2\text{)}}{\text{人口 (人)}}$$

	現 況	中間年次	目標年次
都市公園面積 (m ²)	1,513,400	1,860,000	2,000,000
人口 (人)	194,490	200,000	200,000
市民 1 人あたりの都市公園面積 (m ²)	7.78	9.3	10.0

■都市内の緑地 都市計画区域内の緑地率



$$*緑地率 (\%) = \frac{\text{緑地面積}}{\text{都市計画区域面積}} \times 100$$

$$\text{現況の緑地率} = \frac{\text{緑地面積} : 8,828.07\text{ha}}{\text{都市計画区域面積} : 16,916\text{ha}} \times 100 = 52.2\%$$